



Editorial

トーマス・マクグラス
Thomas Mc Grath
駐日欧州委員会代表部
広報部長代理

1999年12月を迎え、新しい千年期は目前に迫っています。こうした時には、つい、過去1千年の歴史を振り返ってみたいという思いにかられるのですが、読者の皆さまにとっては、この意義深い節目について語る出版物はあまた限りがないでしょう。そこで私は欧州連合（EU）のこの1年間を手短に振り返り、改善の一途をたどる日・EU関係について簡単に触れたいと思います。

1999年は、欧州統合の発展過程で、その後の流れを決定づける画期的な年となりました。単一通貨ユーロと経済通貨同盟（EMU）がスタートし、アムステルダム条約の発効によって、民主的法の支配が強化されました。さらに、共通外交・安全保障政策（CFSP）を通して欧州が自らの安全保障に一層大きな責任を担うという新たな決意をし、将来のEU拡大にも大幅な進展が見られました。拡大を支えるための予算と、拡大に伴う主要政策の改革は、先のベルリンEU首脳会議で合意されたアジェンダ2000によって準備されています。

今年度後半には、新しい欧州委員会と欧州議会が発足しました。サンテール委員会の総辞職後、広範囲にわたり求められた行政改革は、プロディ委員会の優先課題のひとつです。

EUは、欧州市民にとって本当に価値があることが証明されつつあります。基本的人権、雇用、犯罪、環境、社会的排斥、差別禁止についてはすべて、「市民の条約」ともいべきアムステルダム条約で取り組まれています。市民のためにEUが一層大きな努力を払ったことは、ある政治家が新条約の目指すところを「平和な欧州、雇用の確保、健全な経済、安全な街」と定義したことに端的に表されているでしょう。

対外関係では、EUはほとんどすべての国と地域・共同体との広範な協力関係にあり、強力なアイデンティティーを確立しています。EUの国際活動はきわめて中味が濃く、バルカン諸国、中・東欧、中南米、地中海沿岸、中東、アフリカ、アジアなどで第1位の援助国となっています。

日本とEUは、従来にも増して積極的なパートナーとなり、協力する領域も多くなっています。私たちは、かつては貿易問題で対立していた時もありましたが、今や共に指導的な立場へと成長しました。また、政治的にも経済的にも相互依存の度合いを強めつつありますから、そこから生まれた相乗作用を、共通の利益を促進し共通の課題に取り組むために最大限に活用できるでしょう。

本号のインタビューではオブ・ユールヨーゲンセン駐日欧州委員会代表部大使に日欧関係の拡大と深化について、展望と期待を語っていただきました。

ユールヨーゲンセン大使は、日欧に共通する価値と、地球規模の関心事を両者が共有する責任に触れています。欧州と日本は人道的援助や海外開発援助における主たる支援母体としてそれぞれ独自の立場にあり、両者はもっと安全で公正で平和な世界の実現を目指して協力しあう立場にあるのです。

99年、欧州は繁栄と貧困の両面を経験しましたが、ジャン・モネが創出した機構制度は揺るぎないものでした。欧州はこの重要な年にひとつ年齢を重ね賢くなりました。連帯、結束、責任、寛容に基づいた他に類を見ない統合へのアプローチは時の試練に耐えてきました。新たな千年期の前夜とも言える今日、EU

は前途に横たわる困難も自信を持って迎えることができます。

欧州中央銀行（ECB）

1993年11月に発効したマーストリヒト条約に則って、単一金融政策の実施機関として設立された欧州中央銀行（The European Central Bank=ECB）は、1998年6月にその業務を開始した。1999年1月1日の経済通貨同盟（Economic and Monetary Union = EMU）第3段階への移行にともなう単一通貨ユーロの導入を経て、ECBは、2002年1月1日のユーロ紙幣・硬貨流通の実現を控え、欧州地域の経済的繁栄と安定の基礎を築くための金融政策の制度的枠組みの要として、ますますその重要性を増しつつある。



欧州連合（EU）の金融政策の中核である欧州中央銀行本部（フランクフルト）

経済通貨同盟の進展と中央銀行制度

1999年1月1日、欧州連合（EU）加盟15カ国のうち11カ国に単一通貨ユーロが導入され、経済通貨同盟（EMU）は最終段階である第3段階へ移行した。1969年12月に当時のルクセンブルグ首相のピエール・ウェルナーを委員長としてEMU設立を目標に据えた特別検討委員会が設置されて以降、ユーロの誕生までに実に30年の歳月を要したことになる。

EMUへの動きが具体化したのは、ドロール報告として知られる「経済通貨同盟に関する報告書」が発表された1989年のことだ。ドロール報告では、EMUの実現へ向けて3段階のアプローチが提唱されており、資本移動の自由化、経済的収斂の促進、単一通貨の導入という手順が示された。ドロール報告書によって唱えられた中央銀行制度の基本構想は、1993年11月に発効したマーストリヒト条約、ならびにそ

の付属文書である「欧州通貨機関定款に関する議定書」と「欧州中央銀行制度と欧州中央銀行の定款に関する議定書」によって法的根拠が与えられた。その後、EMU設立に向けた動きは大きな進展をみせることとなった。1994年1月には欧州中央銀行（ECB）の前身である欧州通貨機関（The European Monetary Institute = EMI）が設立され、EMU第3段階の実現へ向けた準備作業が開始された。こうした経緯を経て、1998年6月に、EMIの業務を引き継いでECBが設立され、ECBを核とした欧州中央銀行制度（ESCB）が発足したのである。

2002年1月1日に予定されているユーロ紙幣および硬貨流通の実現を控え、欧州地域の経済的繁栄と安定の基礎を築くための金融政策の制度的枠組みの中心としてのECBは、ますますその重要性を増している。

欧州中央銀行（ECB）の組織と役割

1998年6月にフランクフルト・アム・マインに設立されたECBは法人格を有し、EU加盟国の人口およびGDPを勘案した出資比率に基づいて、EU加盟15カ国の中央銀行（The National Central Banks = NCBs）が出資して設立された。授權資本金は50億ECU、現在の払い込み資本金は約40億ユーロである。ECBは現

在、EMI総裁であったオランダ出身のウィム・ダウゼンベルヒが初代総裁を務めている。

ECBの意思決定機関は、(1) ECBの総裁、副総裁および4人の理事で構成される役員会 (The Executive Board)、(2) 役員会のメンバーおよびユーロ参加国の中央銀行総裁で構成され、最高意思決定機関である運営理事会 (The Governing Council)、(3) ECB総裁、副総裁およびすべてのEU加盟国の中央銀行総裁で構成される一般理事会 (The General Council) である。

役員会は、金融、銀行業に関して、しかるべき地位と専門的経歴を認められた人物のなかから選出された総裁、副総裁および最大4人の理事によって構成される。役員は、欧州議会および運営理事会との協議のうえで、EU理事会が行う勧告に基づいて、参加国首脳レベルでの合意により任命される。役員会の決定は、1人1票による単純多数決により行われる。任務は、運営理事会による指針および意思決定に従って金融政策を実施し、ユーロ参加国中央銀行に必要な指示を与えること、運営理事会によって委任された諸権限を行使することである。

運営理事会は、ECB役員 (6人) およびユーロ参加国中央銀行総裁 (11人) で構成される、ECBの最高意思決定機関だ。運営理事会の決定は、原則、単純多数決で行われる。運営理事会には、EU蔵相理事会議長と欧州委員会から1人が出席できるが、投票権はない。ESCBに与えられた任務を遂行するための指針を定め意思決定を行うこと、金融政策の目標、政策金利、外貨準備の管理に関する決定など、EUの金融政策を公式に表明し、また実施のために必要とされる指針を策定することなどを任務としている。

一般理事会は、ECB総裁、副総裁および、すべてのEU加盟国中央銀行総裁で構成されている。同理事会は、EMIが遂行していた任務を引き継ぐもので、全てのEU加盟国が対象範囲となっている。同理事会はESCBの諮問機関であるとともに、統計データの収集、ECBの四半期および年次報告、ならびに週毎の連結財務諸表の作成、NCBsによって実施されるオペレーションに関する会計報告の規格化に関する規則の策定、マーストリヒト条約によって規定されたECBの主要資本金の創設にかかわる手段を講じること、ECB職員の雇用条件の規定を定めること、ユーロ未参加国の諸通貨との為替相場を固定する (為替相場メカニズム2 = ERM2) ために必要な準備を行うこと、を任務としている。

欧州中央銀行 (ECB) と欧州中央銀行制度 (ESCB)

ESCBは、ECBとEU加盟15カ国のNCBsによって構成されている。ESCBとECBは、「物価の安定」を金融政策の第一の目的に据えて (マーストリヒト条約第105条2項)、以下の基本的業務を担っている。

- ユーロ圏における単一金融政策の策定と実施
- 外国為替操作の実施
- EU加盟国の公的外貨準備の管理と運用
- 支払決済システムであるTARGET (Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer) System : 汎欧州自動即時グロス決済・高速振替システムの円滑な運営
- 金融機関に対する監督業務およびユーロ参加国による金融安定化政策の円滑な実施のための支援

欧州中央銀行制度とユーロシステム



(ECB Monthly Bullitin, 1999年 1月号より翻訳・転載)

ESCBはECBの意思決定機関によって運営されており、ESCBに課せられている任務の遂行はECBによって保証される。ECBおよびNCBsは、EU諸機関、加盟国政府、その他のいかなる機関からも独立していることが求められている（マーストリヒト条約第107条）。そして、制度上の独立性を確保するための国内法改正が、ほぼすべてのユーロ参加国において実施されている。

また、ECBはESCBの活動に関してアカウントビリティ（説明責任）が求められている。すなわち、ECBは、（1）ユーロシステムのバランスシートの週ごとの公表、（2）四半期報告の公表、（3）ユーロシステムに関する年次報告の欧州議会、EU理事会、欧州委員会などへの提出が義務づけられている（欧州中央銀行制度および欧州中央銀行の定款に関する議定書第15条）。透明かつオープンな政策決定と政策のアカウントビリティが、物価の安定を指向するESCBにとって不可欠の前提であるとの認識に立つからだ。

金融政策決定の手法

1998年10月13日、ECBは物価安定を目的としたユーロ圏における金融政策の手法を公表した。その手法は、単一通貨政策の最終目標である「物価の安定」を数量的に厳格に定義すること、通貨の役割を重視し、通貨供給量の増加率に参照値を設けること、将来の物価動向の見通しに関して多面的な評価を行うこと、の主要3項目から成っている。

すなわち、運営理事会は「物価の安定」とはユーロ圏の消費者物価指数（Harmonised Index of Consumer Prices = HICP）の年上昇率が2%未満であることと定義し、この目標が中期的に達成されなければならないとした。また、物価の安定を図るために、運営理事会は、通貨供給量の増加率に参照値を設定し、この参照値と実際の通貨供給量の増加率を定期的に分析し、インフレのリスクが生じているかを判断し、判断結果と金融政策への影響を公表することとした。98年12月1日、運営理事会は、採用する通貨供給量の指標をM3（現金、要求払預金、定期・貯蓄性預金・投資信託の一部）に、実質国内総生産の成長率と貨幣の流通速度を勘案した参照値を4.5%に決定した。現在の参照値は99年12月に見直すこととなっている。さらに、運営理事会は、ユーロ圏内の物価動向の見通しに関して多面的評価を行うこととし、ユーロ圏内外に生じるインフレの徴候を示す複数の指標を利用することとした。金融政策の決定や、その決定過程の説明に際し、これらの手法を通して合理的根拠を提示することによって、ユーロ圏における金融政策の信頼性と有効性が確保されるのである。



5ユーロから500ユーロまでの7種類の紙幣。このデザインについては11ページの「ユーロライン」で紹介している

ユーロ圏における金融調節手段

ESCBの金融調節手段には、大きく分けて、公開市場操作、翌日物資金を調節する常設ファシリティ（standing facilities）と準備預金制度がある。

公開市場操作は、金利水準の誘導および市場における流動性の調節を目的として、毎週NCBsが実施する期間2週間の債券レポ（売り戻し・買い戻し付きの債券売買）が主な手段であるが、長期の流動性の調節を目的とした期間3カ月のオペレーションも毎月実施されている。常設ファシリティは、翌日物の流動性の調節、金融当局の政策スタンスの発信、翌日物の市場金利の上下限の設定を目的としてNCBsが実施する。準備預金制度は、短期市場金利を安定化させ、銀行部門の流動性不足の拡大を通じた短期市場金利の操作性を高める機能を持つ。98年10月13日、運営理事会は預金準備率を、ユーロ圏の銀行の対象債務の2%に決定した。

為替レート政策と外貨準備

管理

ECBはユーロ相場の安定に責任を持つが（マーストリヒト条約3a条）、物価の安定というESCBの第一義的な目的を侵害しない範囲という条件が付いている（マーストリヒト条約109条）。外国為替市場への介入の是非は運営理事会が決定するが、市場介入はEU内の経済収斂とユーロ相場の安定に資する適切な財政・金融政策を補完する手段として用いられる。実際の介入は、ECBが直接実施する場合と、NCBsがECBの指示により実施する場合がある。また、介入資金は、ECBが管理する外貨準備が使用される。

ECBの最近の金融政策

1999年11月29日、ブリュッセルで開催された欧州議会の公聴会において、ダウゼンベルヒECB総裁は、最近のユーロ圏の経済情勢とECBの金融政策を説明した。ダウゼンベルヒ総裁によれば、運営理事会は、昨年10月に公表した金融政策の手法に基づいて、11月4日に期間2週間の債券オペに適用される政策金利を2.5%から3%へ引き上げ、11月10日から適用することを決定した。その背景には通貨供給量の伸び率が上昇傾向にあり、1999年第3四半期のM3の対前年増加率が参照値である4.5%を1.5ポイント程度上回っており、ユーロ圏の消費者物価の上昇率は1%をやや上回る程度だったが、中期的に物価安定に対するリスクが生じているとの判断があった。M3の高い伸び率は、この数カ月経済活動が上向き、銀行融資に対する需要が高まったためである。運営理事会の金利引き上げの決定は、インフレの芽を摘み長期的に持続可能な経済成長を目指したものである。この決定を市場は好意的に受け止め、短期金利を引き上げたにもかかわらず、ユーロ圏では長期のインフレ懸念が取り除かれたために債券の利回りが低下した。

国際経済への影響と今後の展望

ユーロは、約3億人の人口規模を有し、世界の国内総生産の6分の1を占める強大な経済圏の通貨である。これらの数字は、EMUへの参加国が増えるにしたがって増すことになる。

今後、中期的には、ユーロ未参加のEU加盟4カ国がユーロに参加することとなる。長期的には、ユーロ圏への参加を睨んだ中・東欧諸国のEUへの加盟も予測されている。EUへの新規加盟条件の政治的基準は、マーストリヒト条約に規定された自由、民主主義、人権の尊重、および法による支配の諸原則に立脚した、安定した政治システムの定着にある。実質的な経済的基準は、EU域内において、競争圧力と市場の原則に対応し得る能力だけではなく、市場主義経済が実際に機能しているか否かにある。さらに、EU法体系の総体である「アキ・コムニョテール (acquis communautaire)」の受容、すなわち、法的基準からは、EUの目的の達成を含めた加盟国としての義務を果たす能力が問われている。

ユーロ導入への道筋は、為替相場安定化メカニズムであるERM2への参加、EUへの正式加盟という段階を経るものとなる。ECBは、将来的にこうした国々のユーロ導入プロセスにかかわり、導入が円滑に達成されるように、適切な構造改革と着実な政策を支援する予定である。

こうした背景から、これまで実施されてきたユーロ未参加のEU加盟国ならびに加盟交渉国の中央銀行との個別的交渉に続いて、ECBは1999年11月10日から12日にかけて、ヘルシンキにおいて加盟候補12カ国の中央銀行総裁すべての参加を得るといふ異例の会議を開催した。本会議は、特に中央銀行の独立性を確保するための法改正の必要性への理解を求めるものとなり、ユーロシステムと加盟候補国の中央銀行との協力関係を強化し、ユーロ導入に向けた準備作業を発展させる機会を提供するものとなった。

ユーロは現在、米ドルに続く世界第2位の通貨としての地位を占めている。こうした状況を考慮すれば、ユーロは国際経済において、さらに重要な役割を果たすと考えられる。ユーロは、米ドルに対する信頼性の高い対抗通貨および国際通貨としての役割が期待されている。

しかしながら、こうした通貨間競争が予測されるなかで、ECBの基本的スタンスは、域内の「物価の安定」を最優先とした金融政策を実施することにある。域内に「物価の安定」が達成されたときに、はじめてユーロは世界経済の持続的および安定的成長に貢献することができるのだ。

欧州統合の政治的目的は、経済統合が成功し、確固たる基盤を築いたときに実現する。ECBは、2002年1月1日のユーロ紙幣と硬貨流通に向けた金融市場の深化にとともない、EU域内の安定かつ持続的な経済成長と雇用の創出、また世界経済のより一層の安定に必要な枠組みを提供するために、健全かつ信頼性の高い「強い通貨ユーロ」を目指してその任務を遂行している。

欧州中央銀行制度とユーロシステム

マーストリヒト条約はEUの金融政策に関し、物価の安定を第一義とした欧州中央銀行制度 (The European System of Central Banks = ESCB) およびその運営の中核としての欧州中央銀行 (The European Central Bank = ECB) の設立を規定している。ESCBという制度的枠組みはECBとEU加盟各国の中央銀行によって構成されており、ECBの意思決定機関により運営されている。

それに対し、ユーロシステム (the Eurosystem) はECBと通貨統合参加11カ国 (いわゆるユーロ圏) の中央銀行により構成される枠組みを指す。ユーロシステムは条約や法律上に規定されたものではないが、ECB運営理事会が、ESCBの業務遂行にあたって便宜上使用を決定した呼称であり、実質的にユーロ圏の単一金融政策を担う。言い換えれば、EU15カ国がすべて通貨統合に参加した際にはユーロシステムはESCBと同義語になるのだ。

ユーロシステムはECBの運営理事会および役員会が運営している。一方ESCBの運営機関は前述の運営理事会、役員会に加

え、ECBの第3の意思決定機関である一般理事会も含まれている。

ユーロ決済システム

ユーロのクロスボーダー決済を国内決済と同様に低コストで、高い安全性を持ち、極めて短時間に、主として大口取引の決済を行うことを目的として、1999年1月4日に汎欧州自動即時グロス決済・高速振替システムであるTARGET (Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer) Systemの運用が開始された。TARGETは、EU加盟国の決済システムとECBの支払いメカニズムを結ぶシステムで、ユーロ未参加の加盟国も含めてEU域内の約3万の金融機関が参加している。TARGETは、システミックリスクを回避するために、ユーロの取引を即時にグロス決済している。1999年6月現在、TARGETを利用した支払いは、すべてのユーロ支払いシステムの、金額では68%、件数では53%を占めている。また、TARGETを利用したクロスボーダーの支払いは、1日の取引件数が2万5千から3万件に、取引額が3千億ユーロから4千億ユーロに達している。

ECBこの1年

(1998年12月から1999年11月)

1998年12月22日

政策金利を当面3.0%とすることに決定。併せて、ユーロシステム最初の公開市場操作を99年1月4日に開始し、5日に入札、7日に結果発表することを決定。初の長期公開市場操作の告知は99年1月12日、開始は14日になると発表。限界貸出金利を4.5%、中銀預金金利を2.0%に決定。しかし、一時的措置として99年1月4日から21日の間は、前者を3.25%に、後者を2.75%とすることを決定

1998年12月31日

マーストリヒト条約109条4項に基づき、1999年1月1日午前0時をもって不可逆的に固定されるユーロとユーロ参加国通貨の換算レートをEU理事会が採択。また、ECB運営理事会と為替相場メカニズム(ERM2)に参加するデンマーク、ギリシャ2カ国の中央銀行総裁が、同じく99年1月1日に採用される上記2カ国の通貨の対ユーロ中心相場を固定し、標準変動幅は、デンマーク・クローネは上下2.25%、ギリシャ・ドラクマは上下15%とした

1999年1月7日

99年1月11日と18日に実施される2回の公開市場操作も、1月7日と同条件で行われると決定

1999年1月12日

1998年12月22日の運営理事会の決定に従って、ユーロシステムにとって最初の長期的公開市場操作をすることを発表。この措置は、1999年2月25日、3月25日、4月29日と支払い期日の異なる3つのオペレーションを並行して行い、それぞれにつき150億ユーロの資金を投入することと決定

1999年1月21日

ユーロシステムの市場介入金利である限界貸出金利と中銀預金金利を、99年1月22日からそれぞれ4.5%、2.0%に戻すことを決定

1999年3月4日

1999年3月10日、17日の公開市場操作を、政策金利3.0%で実施し、限界貸出金利と中銀預金金利は、2月18日のまま据え置きを決定

1999年4月8日

1999年4月14日の公開市場操作の実施にあたり、初めて政策金利を3.0%から2.5%へ引き下げることを決定。同時に、限界貸出金利は1%引き下げて3.5%に、中銀預金金利は0.5%引き下げて1.5%にし、翌4月9日から実施することを発表

1999年4月22日

政策金利と2つの市場介入金利(限界貸出金利および中銀預金金利)を2.5%、3.5%、1.5%のまま据え置きを決定。また、今後6カ月間にわたって実施される長期公開市場操作では、各オペレーションに、150億ユーロが投入されることを表明

1999年5月20日

政策金利、2つの市場介入金利の据え置きを決定。一方、1999年9月30日に実施することになっている長期公開市場操作の満期の期日を、1999年12月30日から、12月23日へ変更することを決めた。これにともなって、1999年12月27日に告知し30日に実施する予定だった短期の金融オペレーションを、21日に告知、22日に入札、23日に結果発表するよう予定を前倒しし、繁忙をきわめる年末の金融取引を緩和することとした

1999年9月23日

政策金利、2つの市場介入金利の据え置きを決定。2000年の公開市場操作の予定を公表。予定によると、新年の第1週はオペレーションが実施されないの
で、99年12月21日入札の債権レポは、結果発表まで通常2週間のところを例外的に3週間かけることも公表

1999年10月7日

政策金利、2つの市場介入金利の据え置きを決定

1999年10月21日

政策金利と2つの市場介入金利の据え置きを決定。また、1999年10月28日、11月25日、12月23日に開始される長期公開市場操作には、250億ユーロの投入を決定。この措置は、2000年を迎えるにあたって金融調節を円滑にするためである

1999年11月4日

政策金利を2.5%から3.0%に引き上げ、11月10日から実施することを決定。また、限界貸出金利と中銀預金金利を両方とも0.5%引き上げ、それぞれ4.0%と2.0%とし、11月5日から実施することを決定

21世紀の世界に貢献する日本とEUのより緊密な協力関係

日本と欧州連合（EU）の関係は、かつての通商摩擦問題に代表される経済関係から、今では密接に協力しあうグローバルなパートナーへと深化している。また、今年1月のユーロ導入によって日本人のEUに対する関心は一段と高まりをみせた。1999年の日・EU関係を振り返るとともに、来る21世紀に日本とEUが果たすべき役割について、オブ・ユールヨーゲンセン駐日欧州委員会代表部大使に語ってもらった。

1999年を振り返ってみて、欧州連合（EU）のもたらした主な成果はどのようなものでしたか。



今年11月来日した
ラミー通商担当委員に同行して
日本政府や財界などの各会合を回る
ユールヨーゲンセン大使(右)

1999年は多くの面で、非常に刺激的な年でした。もちろん最大の出来事は、1月の経済通貨同盟（EMU）の完成と欧州単一通貨ユーロの導入です。これは、EU建設の過程において政治的に最も重要な一歩であったと言えます。つまり、EUの各加盟国が従来保持してきた主権の中でも、核心をなす部分に関わる問題であるからです。また、ユーロ導入の経済的な効果がどれほど大きなものであろうと、より普遍的で長期的に人々に及ぼすものは心理的な影響でしょう。ユーロの登場によって初めて、EUは欧州市民のみならず世界中の人々にとって目に見える存在となったのです。

EUの機構改革も重要なできごとです。先ごろ実施された欧州議会の選挙後、議会は着々と重要性を増しており、これまで以上に主体的な役割を担うようになってきました。もうひとつの重要な変化は、ロマーノ・プロディ委員長率いる新欧州委員会の発足です。新欧州委員会には非常に有能な人材が集まりました。EUの将来に関わる政策とその方向性について、数々の重要な決断を下していってくれるでしょう。その意味でプロディ委員会の誕生は非常に活気あふれる時代の始まりを告げるものだと思います。

今お話しいただいたようなことから、日・EU関係のあり方は今後、どのように変化するのでしょうか。

日本とEUの関係に、深化と拡大が進行中であることは明らかです。かつて、日・EU関係には、通商摩擦問題が大きなウェイトを占めている時代がありました。現在では、摩擦が解消されただけでなく、環境問題から外交政策にいたるまで幅広い分野にわたって、緊密に協力するようになりました。カンボジアやコソボといった遠隔の地域でも、日本とEUは政治協力を推し進めています。

日・EU関係の新たな局面において最初に起きた具体的な動きは、世界貿易機関（WTO）の次期多角的交渉に向け、日本とEUが協調して準備にあたったことでした。WTOの新ラウンドに向けたこの協力体制は、日・EU関係の進展に大きなプラスとなるでしょう。

日本とEUは国際社会において、共により大きな責任を担っていかなければなりません。21世紀の世界が平和と繁栄に満ちたものになることが、私たちに共通した願いなのです。とりわけ、経済力という観点から、日本とEUは手を

携えて世界の将来を形づくることに貢献していかねばなりません。そのためには、対外政策、安全保障政策、人道問題などの幅広い分野にわたって、一層緊密な協力が必要とされているのです。日本とEUは世界最大規模の人道援助と開発援助を行っていることから、協調関係を高めていくべきなのです。

経済面について言えば、EUのみならず世界にとって、日本の景気回復が待たれています。私たちは日本のマクロ経済の動向と、規制改革および構造改革の進展を注意深く見守っています。日本が世界経済のけん引役の地位に返り咲こうとするなら、かつて欧州が経験し、現在もなお必要としている、規制改革と構造改革が不可欠であります。これを積極的に推し進めるなら、競争が促され、生産性が向上し、国内外の企業にとってビジネスチャンスが広がり、生活水準も向上することになります。1992年の単一市場計画における欧州の経験がこれを証明しています。1994年に、日本とEUは、互いの規制改革計画に役立てるための情報交換を目的とした日・EU規制緩和対話を開始しました。今年も、欧州委員会は日本政府ならびに規制改革委員会に対し、日本の規制改革に向けた提案リストを提出しました。リストには主な優先事項として日本の競争政策の強化と、海外からの直接投資を依然として阻んでいる、さまざまな障壁の撤廃が含まれています。この2分野における改革は、日本が力強い成長と活力ある経済を再建するために必ずや行われねばならないものです。

政治の分野ですが、EUはその経済力に見合った政治的影響力を持つべく、一層効率的で効果的な共通外交・安全保障政策の策定に重点を置いています。日本もまた、外交・安全保障政策の強化に取り組んでいます。お互いのこうした背景から、日本とEUは世界各地の紛争防止や経済・社会的発展の支援に向け、協力の度合いをさらに高めていく必要があります。

そのほかにも、日本とEUの協力関係をさらに深めていける分野がいくつもあります。競争政策、科学技術、原子力安全、職業訓練、教育などの分野では、正式な協力協定を交わす必要があるでしょう。こうした協力関係は双方にとって有益であり、日・EU間のより包括的なパートナーシップ形成につながります。さらには人と人とが結びつく機会を増大させることになるのです。

日本とEUが、強力で、成熟した真のパートナーシップを築こうとするならば、双方の市民から強大な支持を得る必要があります。そのためにも、さらに多くの人々を結びつける努力が求められるのです。

EUの変化は、駐日欧州委員会代表部の業務にどう影響したのでしょうか。

代表部の役割は、絶えず進化するEUの状況を反映しています。アムステルダム条約の発効によってEUの国際的役割は重要性を増しました。代表部は、欧州委員会に課せられた新たな任務を果たしていかなければなりません。そのためには、代表部とEU加盟国の大使館とが、これまで以上に密接に協力し、調整をはかっていかなければならないのです。つまり、日・EU間の対話と協力をはかる分野が、東京にある私たち代表部と加盟国大使館を通じて、拡大しつつあることを意味しています。この点に関しては、すでに順調な滑り出しを見せた、と申し上げたいと思います。今年の初めに、在東京のEUトロイカ（議長国、次期議長国および欧州委員会の3者で構成）外交団と日本の外務省の間で政治問題に関する定期的な会合が持たれることとなりました。この東京主導の政治対話は他に類を見ない大変ユニークなものであり、EUにとっては初めての試みとなりました。すでに、湾岸諸国、ロシア、核不拡散、北朝鮮、インドネシア、東ティモールなどの重要な国際問題について話し合われています。この動きは、今後の日・EU関係のなかに含めようとしている、政治協力の土壌育成に貢献しているのです。

新欧州委員会は、日・EU関係のあり方にどのように影響するのでしょうか。

新委員会の誕生は、これまでの日・EU関係をさらに発展させる機会をもたらすでしょう。プロディ委員長、対外関係担当のパッテン委員、通商担当のラミー委員といった対日関係における中心メンバーは、先ほどの繰り返しになりますが、日本の経済規模の大きさからいって、対日関係を大幅に強化する必要性をはっきりと認識しています。日本がアジアにおけるEUの主要なパー

トナーであることは明らかであり、対日関係の強化は欧州共通の関心事なのです。私にとってとても心強いことに、新委員会は対日関係を極めて優先度の高い事項として捉えています。

日本の国民は、EUをどのように見ているとお考えですか。

日本国民の、欧州とEUの進展についての関心には、際だった高まりが見られます。別々の国どうしが突然、主権の一部を放棄し、利害が共通する部分については基本的にすべて共同で取り組む国家集団となったのですから、EUはかなり不可解であると感じると同時に興味を持たずにいられない対象であると思います。多くの人々にとっては、EUの概念を完全に理解するのは非常に難しいことです。しかし、ひとたび私たちの行動を理解していただけたなら、いっそうの関心を強め、平和な欧州へと変化を重ねてゆくその過程で示された政治的意志と決意を賞賛するようになることでしょう。

昨年、私は日本各地を旅する多くの機会に恵まれました。行く先々で講演を行い、EUに関する情報を広め、日・EU関係の重要性について語ってまいりました。私の話は大きな関心をもって迎えられ、また、聴衆の皆さまから、もっと学びたいという熱意も感じることができました。

私たちは常にお互いから学んでいくことができます。ことばや文化の違いはあるものの、将来自分たちの社会をどう発展させていきたいのか、という点については、多くの価値観を共有しているからです。日本のみなさんが欧州での私たちの経験から学ぶことができるように、私たちもまた、日本で現在起こりつつある改革のプロセスから多くを学ぶことができるのです。

そうした人と人との交流が日・EU関係のあり方に与える変化には、他にどのようなものがあるのでしょうか。

人々どうしの交流について語り、将来に目を向けるなら、お互いの社会が今後どのように発展していくのかを考えなければなりません。高齢化社会の問題ひとつをとっても、これは日本とEU双方が取り組まなければならない問題です。国民全体に占める年金生活者の割合が増加しつつある現在、高齢者を支える福祉制度がそれぞれの社会で必要とされているのです。

教育もますます重要な問題となりつつあります。国民の教育レベルが高ければ、将来、よりよく機能し、平等主義の徹底した、住みやすい社会が築ける可能性が広がります。教育問題も高い関心を持って、双方の経験を共有できる、重要な分野です。

以上の2つは、日本とEUが協力して取り組み、お互いから学ぶことで恩恵を受ける多くの分野のうちのほんの一例にすぎません。

EUの今後の課題についていくつかお話しただけですか。

近い将来、EUはいくつかの大きな課題に対処することになります。まず第一に、拡大があります。今や、EUに加盟申請をしている国が現実に加盟国となるかどうかは問題にならなくなりました。問題はいつ加盟するかだけなのです。しかし、EUの諸課題に効率的に取り組むためには、意思決定のプロセスを改善しなければなりません。すなわち機構改革が必要なのです。第二の課題は欧州の平和と安定を達成することです。その最たる例がバルカン半島です。EUが将来的にも成功を収め続けるためには、これらの課題に取り組んでいかななくてはなりません。

それに加えて、私たちは世界の貧困と闘うため、これまでよりもはるかに重大な責任を担わなくてはならないでしょう。日・米・欧の世界の3大経済圏が、発展途上国にできるかぎり手を差し延べ、成長し繁栄するチャンスを与えなければ、世界のあらゆる地域で問題が噴出し続けるでしょう。3大経済圏は、21世紀におけるこのような問題に対処するため、多国間で解決努力を払うという責任を負っているのです。

(1999年11月19日)



オブ・ユールヨーゲンセン

Ove Juul Joergensen

1939年、デンマーク生まれ。コペンハーゲン王立獣医・農業大学卒業。デンマーク農業理事会、通商・経済協力代表団員、農相・農業省のEC関係首席顧問、デンマーク外務省EC問題委員会委員、欧州委員会委員（デンマーク任命）官房長、駐オーストラリア・ニュージーランド欧州委員会代表部代表・大使、欧州委員会第1総局局長などを歴任し、98年6月より駐日欧州委員会代表部大使に就任。



ユーロ硬貨・紙幣の ユニークなデザイン

単一通貨ユーロの現金が実際に市場に流通し始めるのは2002年1月1日。その日に向けて、現在、通貨統合参加国では紙幣の印刷と硬貨の鋳造が進んでいる。ユーロ圏のあらゆる経済取引がユーロによって行われることになれば、ユーロの紙幣と硬貨は、見て触れることのできる欧州連合（EU）経済の実体となるばかりか、EUのシンボルとして、世界中で市民権を得てゆくだろう。では、その紙幣と硬貨のデザインは、どのようなものなのだろうか。



ユーロ紙幣のデザインは、コンテストによって決定された。紙幣デザインの専門家達によって競われたこのコンテストが欧州通貨機関（EMI）によって開始されたのは96年2月。最終的に選ばれたのはオーストリア中央銀行のロベルト・カリーナのデザインだった（本文4ページに写真掲載）。EMIが決定した最終デザインは、96年12月のダブリン欧州理事会で発表され、その後、98年9月に、欧州中央銀行（ECB）によって確認された。

ユーロ紙幣には、額面に応じ
て5、10、20、50、100、200、500ユーロの7種類がある。そして、これら7種類の紙幣はそれぞれが異なる色調で印刷され、大きさも違う。デザインを貫くテーマは欧州の歴史的建築遺産を象徴的に表現する、架空の建造物をモチーフとしている。

各紙幣の表面には開放性と協力の精神の象徴として窓と門が大きく描かれ、裏面には、それぞれ、建築史上のある時代を象徴する橋の絵をあしらっている。これら橋の絵は欧州の市民どうしの、また欧州と他の地域とのコミュニケーションを表現している。

すべての紙幣には、蛍光性や着色された繊維、機械で正確に読みとるための素材などが使われ、不正防止のための措置が施されている。

ユーロ硬貨は、片面がユーロ圏全域で採用される共通のデザイン、もう一方の面には各国独自のデザインが描かれている。各国共通となる面のデザインについては、欧州委員会主催のコンテストで、建築的、抽象的、欧州のイメージを持つ、3つのテーマにより競われた。採用されたのは、ベルギー王立造幣局のコンピューター技師、リュック・ラークスの作品であった。このデザインは、97年6月のアムステルダム欧州理事会で承認された。

共通デザインの面には、欧州旗の星をあしらった横断線を背景として、EUの地図が描かれている。1、2、5ユーロセント硬貨では世界における欧



州の位置が強調され、10、20、50ユーロセント硬貨では建設中のEUを国家の集合体として表現している。1、2ユーロ硬貨にはほぼ国境のない統合されたEUが描かれている。硬貨のもう一面のデザインは、各国がそれぞれの国を象徴するイメージを選んで独自に決定した。選ばれたデザインは国によってさまざまである。ちなみにどの国のデザインの硬貨であっても、通貨統合参加国のいずれの国でも使用できる。



硬貨は額面によって大きさ、重さ、材質、厚さが異なる。これは各硬貨の違いを、見たり触れたりしたときに容易に識別できなければならないという、欧州委員会の考えに基づくものだ。このことによって、各硬貨は市民、特に目の不自由な人に使いやすい特徴を備えることになった。



たとえば、縁の形状は各硬貨で全部異なっていて、特に2ユーロセント硬貨の縁には特徴的な溝がある。また、20ユーロセント硬貨は花の形を模したユニークな形状をしており、スペインに同様の形をした硬貨があることから、“スペインの花の形”と表現されている。指先でも各硬貨の種類を容易に判別することが可能になっているのだ。



また、新硬貨の材質決定にあたっては、人々の健康面にも配慮がなされている。現在多くの硬貨に使われているニッケル合金は、アレルギーを引き起こす危険性があることから、ノルディック・ゴールドと呼ばれるニッケルを含まない合金が使用されることになった。しかし、高度な不正防止技術が用いられている1および2ユーロの高額硬貨には、技術上やむなくニッケルを使用せざるを得なかった。とはいえ、現在EU域内で流通している硬貨のうちニッケルを含まないものは全体で25%であるのに対し、ユーロ硬貨流通後は92%と格段に増えるのである。

Enlargement

エストニア EU加盟に向けた変革と 安定の追求

半世紀にわたって旧ソビエト連邦に併合されていたエストニア共和国は、1991年の独立以来、国際社会との結びつきを強化し、また欧州連合（EU）加盟に向けて国内の諸制度を改めてきた。同国は、急激な制度改革と安定、都市の成長と地方の発展、エストニア人と在留ロシア人との調和、行政・司法分野の人材強化と行政処理能力向上といったさまざまな課題に直面している。これらの円滑な処理が、エストニアのEU加盟交渉の焦点となっている。

目覚ましい経済成長を背景に



ピリタのセントブリッジッタ修道院。
15世紀初めに建てられたが、
この地域の戦乱で破壊され、
壁だけが残っている

エストニア共和国は、同国を含めてバルト諸国と呼ばれるラトビア、リトアニアとともに1940年に旧ソビエト連邦に併合され、社会主義体制による計画経済のもとにあった。91年9月、ソビエト連邦の崩壊によって独立を回復してからは、民主制の強化と市場経済体制への移行を強く推し進めてきた。EUとの関係については、95年6月に欧州協定（将来のEU加盟を見据えて中・東欧各国とEUが個別に締結した連合協定、98年2月発効）に署名しており、また同年11月にEUに加盟申請し、98年3月からEUとの加盟交渉を開始した。また北欧諸国、他のバルト諸国ともバルト海における地域協力等を通して関係を強化している。このようにエストニアは、かつての社会主義体制から脱却し、自らの経済政策と外交政策によって自国の独自性を確立しようと努めている。

エストニア経済は、独立後の混乱を経たものの、力強い経済成長を遂げてきた。民間企業の急成長による企業数の増加はめざましく、私企業部門がエストニア経済の70%を占めるまでに至っている。独立直後の89.8%という超高イ

ンフレ率も98年には5.6%に収束した。97年にはエストニアの輸出全体の62%、輸入全体の75.4%をEUが占めている。EU経済、特にフィンランドとの経済上の結びつきは強い。

96年以降、内閣のもとにはEU加盟交渉に対応すべく、首相によって統括される「EU統合に関する閣僚委員会（Ministerial Commission on EU Integration）」とその下にEU加盟をめぐる各省庁間の連絡調整を目的とした「上級公務員EU統合協議会（EU Integration Council of Senior Civil Servants）」を設けた。官房長官の下には「欧州統合事務局（European Integration Office）」を、加盟交渉にあた

る外務大臣の下には「外務省EU部」と「EU交渉班」をそれぞれ設置した。

99年6月に行われた、EU理事会議長国ドイツのフェアホイゲン外相およびファンデンブルック欧州委員（拡大交渉担当=当時）を代表とするEUと全加盟交渉国との第3回会合で、エストニアについては統計、消費者保護、電気通信、産業政策の4分野は今後交渉を必要としないとされた。農業を含む残り27分野については交渉の行方を見守る必要がある。

EU加盟に向けたエストニアの課題

EU加盟には、経済的、政治的必要条件であるコペンハーゲン基準の達成、EU法体系の総体である「アキ・コミュニテール」の国内法への受容およびこれを遵守する能力を具えることが求められる。98年4月にエストニアは、「アキ・コミュニテールの受容のための国家計画」を発表し、国内体制の「アキ・コミュニテール」に関する分析的検討に入った。一方、欧州委員会はずべてのEU加盟申請国について「進捗状況についての定期報告書」を提出しており、エストニアについては加盟の要件を概ね満たしているとされたが、特に次のような課題が指摘された。



ひとつには対少数民族問題がある。エストニアの人口（約144万人）に占めるエストニア人以外の割合は35%（約50万人）であり、28%（約40万人）はロシア人である。少数民族の人権を守りエストニア社会に同化させていくことが、EU加盟のプロセスには欠くことができない。たとえば、人口の36%がエストニア語以外を第一言語としている状況で、政治的・経済的活動におけるエストニア語能力を規定している同国の言語法（Language Law）は、明らかにEU加盟に逆行するものであり、修正の必要がある。同時に、EUは、エストニアの語学教育普及を促し、それを支援している。

エストニアではマクロ経済の安定も改善され、市場経済は完全に機能しており、中期的にはEU内での競争圧力や市場諸力（マーケット・フォース）にも対抗できると判断されている。しかし、まだ未整備のまま残されている構造改革が果たされれば、という条件が付く。特に、シェール油産出分野の再構築、年金および医療制度の改革の仕上げ、そして金融機関に対する監督と規律の確立が課題である。また、農業開発を促進するためには、土地の私有化を加速させる必要もある。

こうしたさまざまな課題を抱えてはいるものの、エストニアは、ゆっくりながら、「アキ・コミュニテール」の受容に向けて進捗を続けている。ただし、行政・司法分野の処理能力の改善、資質を持った人材の発掘と確保に関しては、今後の優先課題として対処していく必要がある。

バルト三国のなかで、ラトビア、リトアニアに先んじてエストニアがEU加盟交渉国の第一陣に入ったのは、同国の経済改革による成果が評価されたものだ。しかし、エストニアの今後の加盟準備のための焦点は、急速に進めてきた市場経済への移行のための制度構築を定着させ、規律と安定を確立することである。

欧州の一員として



マルック・スイニソー
駐日エストニア共和国特命全権大使
Mark Sinisoo,
Ambassador Extraordinary and
Plenipotentiary of
the Republic of Estonia to Japan

私は、人生のほとんどをエストニアで過ごし、この10年間はエストニアの外交政策にかかわってきました。そうした立場から、エストニア政府の欧州連合（EU）加盟申請の決定について、その意義を説明するとともに、またひとりのエストニア人としての考えもお伝えしたいと思います。

EU加盟については、賛否両論から議論百出の様相を呈していますが、それらは短期的視点からの意見と、長期的視点からの意見の2種類に分けることができます。そのなかで重要といえるのは、長期的視野に立脚した主張であり、つまりEU加盟に賛成する意見です。なぜそれが重要なのかは、20世紀の欧州全体の歴史、特にエストニアの歴史を振り返ってみれば理解できるでしょう。今世紀初頭にEUが存在していれば、おびただしい犠牲者を出し破壊をもたらした2つの戦争を避けられたはずだからです。

これは、EU加盟の賛否にかかわらず、すべての論旨に勝るものです。EUが東方への拡大を目指す理由もそこにあります。EUは、拡大の実現には何らかの代償は伴うものの、欧州が不安定な状態であることに起因する大きな犠牲に比べればはるかに小さいと判断したのです。したがって、エストニアのEU加盟への道は、欧州委員会のあるブリュッセルとエストニアの首都タリンの双方から、同時に築かれつつあるといえましょう。

また、先述の理由より重要性は劣るかもしれませんが、そのほかの加盟申請の理由についてもお話しする必要があります。それは生活水準をEUの平均レベルまで向上させ、エストニア製品の欧州市場への輸出、人と資本の自由な移動、国家間の規制・障壁のほぼ全面的な撤廃などを実現していくことです。こうした議論は、たとえば工場労働者でも農民でも、様々な分野に属するエストニア国民に共通する利益につながるものです。

EUとの加盟交渉では、今のところ双方の要求や意見に大きな食い違いはありません。交渉は予定どおり進行しており、来年には加盟時期を決定できる段階にまでこぎつける見通しです。私は東京にいながらも、エストニアが「欧州と一体化」していくことを日々実感しています。エストニアはもはや、どこか遠い欧州辺境の小国ではなく、「ほぼ」EUの加盟国といってもよいほどの存在となっており、そのため日本とエストニアの2国間関係の進展も容易になっています。また、エストニアの市場が開放されることによって、日本の経済界のエストニアへの関心も高まっています。また、この機会にお知らせしておきたいことは、エストニアでは近々税制改革を実施する予定であり、その一環としてエストニアへの投資について免税措置が導入されることです。

戦前、我が家の本棚にあった1冊の本のことを今でも思い出します。それは、東京で日本人の母親とオーストリア人の父親との間に生まれた欧州統合思想の父、クーデンホーフ・カレルギー伯爵の「全体主義国家対人間（編集部仮訳。原文では "Totalitarian State Against Man"）」のエストニア語版でした。彼の汎欧州思想と反全体主義の考え方は、エストニアの政治家に、また私自身にも大きな影響を与えました。伯爵の著書の出版にかかわった人々の大いなる希望が

実現され、エストニアが1日も早くEUの一員となることを願っています。

[c2000 Delegation of the European Commission in Japan](#)